

様式5の4

外来緩和ケア管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「レ」を記入すること）

| 区分               | 氏名 | 経験年数 | 勤務時間 | 常勤・非常勤   | 専従・専任  | 研修受講                     | 兼務   |
|------------------|----|------|------|--|--|--------------------------|--|
| ア 身体症状の緩和を担当する医師 |    |      |      | <input type="checkbox"/> 常勤<br><input type="checkbox"/> 常勤換算<br><input type="checkbox"/> 非常勤 | <input type="checkbox"/> 専従<br><input type="checkbox"/> 専任 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 緩和ケア病棟<br><input type="checkbox"/> 緩和ケア |
| イ 精神症状の緩和を担当する医師 |    |      |      | <input type="checkbox"/> 常勤<br><input type="checkbox"/> 常勤換算<br><input type="checkbox"/> 非常勤 | <input type="checkbox"/> 専従<br><input type="checkbox"/> 専任 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 緩和ケア病棟<br><input type="checkbox"/> 緩和ケア |
| ウ 緩和ケアの経験を有する看護師 |    |      |      | <input type="checkbox"/> 常勤<br><input type="checkbox"/> 非常勤                                  | <input type="checkbox"/> 専従<br><input type="checkbox"/> 専任 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 緩和ケア                                    |
| エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師 |    |      |      | <input type="checkbox"/> 常勤<br><input type="checkbox"/> 非常勤                                  | <input type="checkbox"/> 専従<br><input type="checkbox"/> 専任 |                          | <input type="checkbox"/> 緩和ケア                                    |

□ 注4に規定する点数を算定する場合

2 症状緩和に係るカンファレンス

| 開催頻度 | 構成メンバー（氏名・職種） |
|------|---------------|
| 回/週  |               |

3 患者に対する情報提供

|  |
|--|
|  |
|--|

〔記載上の注意〕

- 「1」のアは悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験及び緩和ケアに関する研修を修了していること、イは緩和ケアに関する研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。  
また、ウは緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。  
研修とは、医師については緩和ケアに関する研修をいい、看護師については緩和ケア病棟等における研修をいう。
- 「1」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 「1」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。なお、「1」のア及びイの医師は、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任で

あっても差し支えないものとする。

また、A226-2 緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は、その旨がわかるように兼務欄に記載すること。

- 6 注4に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。
- 7 注4に規定する点数を算定する場合は、「1」のアからエについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。